

焼津市南部地域包括支援センター
(指定介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント事業)
運営規程

目 次

第1章	総則（第1条～第3条）
第2章	専門職の職種別人数（第4条）
第3章	営業日、営業時間（第5条）
第4章	サービスの内容・利用料等（第6条～第8条）
第5章	その他運営に関する重要事項（第9条～第16条）

第1章 総則

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正生会（以下、「事業者」という。）が開設する焼津市南部地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員、管理運営等に関する事項を定め、センターの保健師等指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当っては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行う。

- 2 事業の実施に当っては、利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当っては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 4 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当っては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営に当っては、焼津市、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた、地域における様々な取組みを行う者等との連携に努める。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所は、次のとおりとする。

- (1) 名称 焼津市南部地域包括支援センター
- (2) 所在地 焼津市東柵宜島12番地の4

第2章 専門職の職種別人数

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)
指定介護予防支援事業所の苦情対応責任者であり、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたる。
 - (2) 担当職員
保健師又は経験のある看護師 1名以上の常勤職員
指定介護予防支援の提供にあたる。
社会福祉士又は経験のある社会福祉主事 1名以上の常勤職員
指定介護予防支援の提供にあたる。
主任介護支援専門員 1名以上の常勤職員
指定介護予防支援の提供にあたる。
- 2 管理者及び担当職員は、当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。
- 3 センターにその他の職員及び補助職員を置くことができる。

第3章 営業日、営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) その他 休業日や時間外にあっても、電話等により連絡可能な体制とする。

第4章 サービスの内容・利用料等

(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容)

第6条 事業者は、利用者の選択・同意に基づき、利用するサービスの内容、これを担当する指定介護予防サービス等事業者等を定めた「介護予防サービス計画」を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜を提供する。

- 2 事業者は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する担当職員を選任し、介護予防サービス計画の作成を支援する。
- 3 事業者は、担当職員を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行なう。
- 4 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たり、その各号に定める事項を遵守する。
 - (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び利用者の家族に面接し、利用者の生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で、利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び利用者の家族の意欲及び意向を踏まえて、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題の把握に努めること。
 - (2) 当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容や利用料の情報等を特定の事業者のみを有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めること。
 - (3) 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及び利用者の家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行なうべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成すること。
 - (4) 利用者が医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合にはこれに従うこと。
 - (5) その他、利用者及び利用者の家族の希望をできる限り尊重すること。
- 5 担当職員は、新規に介護予防サービス計画原案を作成したときは、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置づけた指定介護予防サービス等の担当者を召集して行なう会議をいう。以下同じ。）を必ず開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案について、担当者より専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- 6 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者より専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
 - (1) 利用者が要支援更新認定を受けた場合
 - (2) 利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
- 7 担当職員は、介護予防サービス計画作成後においても、利用者及び利用者の家族と継続的に連絡を取り、利用者の実情を常に把握するように努める。
- 8 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、指定介護予防サービス事業者等が作成すべき個別サービス計画の作成

を指導するとともに、サービスの実施状況や利用者の状況等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取する。

- 9 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護予防サービスの計画変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図る。
- 10 担当職員は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、再評価を行い、介護予防サービス計画の変更、要支援認定区分の変更申請、関連事業者と連絡するなど必要な支援を行う。
- 11 担当職員は第9項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及び利用者の家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り、次の定めるところによりケアマネジメントを実施する。
 - (1) 少なくともサービスの提供を開始する月（以下「提供開始月」という。）、サービスの評価期間が終了する月、提供開始月から3月ごと並びに利用者の状態に著しい変化があった時には、利用者の居宅を訪問し、適切なケアマネジメントを実施する。
 - (2) 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り指定介護予防サービス事業所等において利用者と面接するように努め、面接ができない場合においても電話等により状況を把握するものとする。
 - (3) 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。
- 12 担当職員は、モニタリングの結果及び第9項に規定する指定介護予防サービス事業者等からのサービスの実施状況や利用者の状況等に関する報告に基づき、給付管理票を作成し、給付管理業務を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。
- 13 担当職員は、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所又は入院を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜を図る。
- 14 担当職員は、利用者が要介護認定を受けた場合には、利用者に対し必要な情報を提供する。
- 15 担当職員は、利用者が非該当と判定された場合には、地域支援事業等の情報を提供するなど、利用者に対し必要な支援を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無しとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、焼津市の南部地域（第14, 18, 19, 20, 21, 22, 23自治会）とする。

第5章 その他運営に関する重要事項

(秘密の保持等)

第9条 担当職員その他のセンター業務従事者は、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を保持する。

2 事業者は、担当職員その他センターの従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第10条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに管理者に報告し、焼津市、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、その内容を記録するものとする。

(苦情対応)

第11条 担当職員は、自ら提供したサービス又は自らが介護予防支援計画に位置づけた指定介護予防サービス等に対する利用者及び利用者の家族からの苦情を受け付けた場合には、速やかに管理者に報告し、迅速かつ適切な対応を行うとともに、その内容を記録するものとする。

2 管理者は焼津市に速やかに報告し、迅速な解決につながるよう必要な措置を講ずる。

(虐待の防止)

第12条 センターは、利用者の生命及び基本的人権の擁護のため、虐待の発生又はその再発を防止すべく、次の各項に掲げる措置を講ずる。

2 センターは、指定介護予防事業者や養護者による虐待を受けたと思われる高齢者等を発見した場合は、速やかにこれを焼津市へ通報するものとする。

また、焼津市と協力して必要な措置を講ずる。

3 事業者における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について全職員に周知徹底する。

4 虐待の防止に係る指針を整備する。

5 全職員に対し、虐待防止のための研修を定期的を開催し、対応力の向上を図る。

6 前5号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(事業継続計画の作成等)

第 13 条 センターは、感染症拡大や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制における通常業務の早期再開を図るため、事業継続計画を策定し、次に掲げる措置を講ずる。

- 2 センター職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施する。
- 3 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行う。

(ハラスメント対策)

第 14 条 センターは、すべてのハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

- 2 事業者及びセンターは、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等、すべてのハラスメントに対し、健全な秩序並びに協力関係を保持し、適切なサービス提供が確保されるよう、また、利用者や家族、及び事業者の職員の尊厳を等しく擁護するため、必要な措置を講ずる。

(記録の保存)

第 15 条 第 6 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条に規定する記録の保存年限は、5 年間とする。

(その他の運営についての留意事項)

第 16 条 事業者は、担当職員の資質向上のための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

- 2 前項に規定する研修の実施に当たっては、焼津市及び他の指定介護予防支援事業者との連携を図ることとする。
- 3 事業者は指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は焼津市、事業者及びセンター管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この規程は令和 2 年 5 月 25 日から施行する。

附則

この規定は令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。